

平成17年度授業料標準額改定の不当性

標準額改定に伴う国立大学の「混乱」はすべての関係者が認めている。
大臣答弁は居直りではないか？

この点については、「国立大学法人法・意見広告の会」が、全国の大学人・市民の出資によって全国紙2月3日版に掲載した「意見広告」をご覧ください（会場配布）

参議院文教科学委員会 5/12 ○**小林美恵子**委員
こうした混乱を招いたということについて大臣がどう認識をされているのか。そしてまた、今後、こういう**周知期間が本当に短いやり方で大学の学費について考える**ということは、**値上げをするようなやり方**というのは今後やっぱりやめるべきだというふう

○**中山成彬**文科大臣
大いに混乱したとか、ちょっとオーバーな話になっていると思うわけでございます。**これぐらいのところはやはり予想をして大学運営はやっていただきたい**など、このように思うわけでございます。

衆議院文部科学委員会 4/22 ○**川内博史**委員
今回の標準額の引き上げについて、各国立大学の現場で混乱をした事実があったと思うんですね。それはすべての大学で混乱したとは言いません、しかし幾つかの大学では、**入学の試験のときに授業料が明示できなかったり**とか、いろいろな出来事があった。混乱しましたね。そういう事柄について、文部科学省高等教育局として、幾つかの反省点というものを持っていらっしゃるということをお尋ねしたのですけれども、

○**石川**政府参考人
十分時間をかけて聞いてみるというようなことも必要であったかもしれませんが、また、方針が決まった後には**できるだけ多くの余裕のある時間を持ってお知らせをしたり、混乱ができるだけ少ないように、もっと何か工夫があるのか、そういったことを考えるべきであったかもしれない**、このようなことを考えております。

授業料の額が未定のまま受験・入学手続きを受験生に強要
そんなことを行っている私学があったらどうか。授業料標準額の改定は、3月31日の文科省令ではじめて公式に提示されたのであり、受験生は願書提出・入試・入学手続きの全期間に渡って、授業料の額が不明のまま放置された。実はほとんどの国立大学が受験生に対して「改定された場合」の授業料を提示せざるを得なかったのである。

○**中山成彬**文科大臣
今回のことについて、法人化してすぐのことでしたから、混乱、まあ何をもって混乱とするのか、多少の混乱というのは何をしてもあると思うんですけども**余り遅きに失した**と。私学はどうかかなと今ちょっと聞いてみたんですけども、**私学の場合にはもっと早く値上げ等も公表している**というようなことも聞いているわけでございます。
そういう意味で、**学生とか保護者の立場に立って、申し上げなければいけないときにはやはり少し前にお知らせする**とか、そういっ

各大学の対応例

東京大学 本年1月28日文書（一部略）
「東京大学における、検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則の一部を次のように改正する。
学部学生現行授業料（年額）
520,800円→535,800円
改正理由
国立大学の授業料標準額の改定を含む、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令 一括弧内省略 の一部を改正する省令が改定された場合における、本学の授業料の額の改定について定めたものである。」

東京外国語大学 12月21日付け文書（一部略）
「上記の授業料標準額の増額改定がなされた場合……本学授業料を増額せざるをえない事態が想定されます。その場合には、追って差額を徴収させていただくこととなりますが、どうぞこの点をご理解いただければ幸いです。」

東外大は、標準額改定の事務連絡（12月22日）以前にこのような文書を用意した。推薦入学等の早期入試実施のためであり、多くの国立大学がこの種の対応を強いられた

「もう少し前にお知らせ」できるのか？
平成15年度の授業料値上げ（法人化以前）の際には、平成14年11月1日に文科省令が示されている。現行システムは「予算案」に運営費交付金が組み入れられており、ためにその成立を待って平成17年3月31日に文科省令が示された。今後も標準額を改定しようとするならば、どうしても3月31日近くで文科省令を公示せざるを得ないのではないのか。それは今回の「混乱」の再現である。それとも文科省は予算案とは別に、国会の審議を全く経ずして「標準額改定」を行うことが可能と考えているのだろうか。

衆議院文部科学委員会 4/22 ○**横光克彦**委員
その授業料なのでございますが、授業料の標準額が、昨年の十二月二十二日、年末に、ぎりぎりに引き上げが通知されております。今年度の授業料ですね。ところが、これは昨年の八月の概算要求のときには、そうした話はなかったわけですね。これはある意味では、授業料が不明のまま入学試験を受けることになる学生や保護者にとっては、私は非常に無責任な話になったのではないかと、また、大学運営にも大変な支障を来すことになったのではないかと、思うんですが、**なぜ、この夏から年末の数カ月間に突然標準額を引き上げるようになったのか、その理由をちょっとお示しいただきたい**と思うんですが、いかがでしょうか。

なぜこれまでは前年11月に文科省令を出すことが可能だったのか？

○**石川**政府参考人 お答えを申し上げます。
昨年の概算要求時点におきましては、授業料の標準額の改定というものについては盛り込んでおらなかったわけでございます。これまでも授業料の改定におきましては、概算要求時点ではそのように改定は盛り込んでおりませんで、予算編成の過程におきまして、その時々々の社会経済情勢等を総合的に勘案して授業料の改定を行ってきたというような経緯がございます。

石川参考人の答弁は、意図的に1年間のずれを覆い隠しているのではないのか？
前回の「授業料値上げ」の事例に従って述べれば、「13年度における14年度予算の概算要求時点ではそのように改定は盛り込んでおりませんで、13年の秋から冬にかけての14年度予算の編成の過程におきまして、その時々々の社会経済情勢等を総合的に勘案して授業料の改定を行い、それを平成14年の11月に文科省令として公示し、平成15年度の授業料から値上げされた授業料の納入が行われた」と答えなければならないはずのものである。